

◆ 圏央道・五霞インターチェンジをぜひご利用ください ◆

乳がん・子宮がん検診

(健康福祉課)

1月に配布した平成27年度健康診断調査票兼申込書で申し込みをした方には、今月中旬に受診券(はがき)を発送します。転入等により申し込みをしていない方は、5月13日(水)までに保健センターにお申し込みください。

また、受診日時等の変更を希望する方は、お早めにご連絡ください。

なお、人数に限りがあるため、希望日に申し込みや変更ができない場合があります。

※しこり等の自覚症状がある方は、検診ではなく、お早めに医療機関で受診してください。

○検診日

6月11日(木)～13日(土)  
8月22日(土)～24日(月)

○検診場所 保健センター

○受付時間

受診券に記載してあります。

○検診自己負担金

- ・40歳～49歳の方でマンモグラフィ2方向の方 2,000円
  - ・30歳以上 1,000円
  - ・70歳以上 500円
- 【子宮がん検診】
- ・20歳以上 1,000円
  - ・70歳以上 500円

※生活保護を受給している方は、自己負担金はありません。受診券が届きましたら、差し替えます。受診券をお持ちのうえ、健診日以前に保健センターまでお越しください。

○持ち物

- ・自己負担金
- ・受診券はがき
- ・バスタオル一枚(乳がん検診を受ける方)
- ・スカート(子宮がん検診を受ける方)

※検診当日は、スリッパの用意がありません。ご自分で持参する等、ご協力をお願いします。

○お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910

多目的集会所センターの利用申請窓口が変わります

(産業課)

平成27年4月1日から、多目的集会所センターの管理者が変更されたことに伴い、多目的集会所センターの利用申請窓口が、役場産業課から五霞町商工会に変更されました。

多目的集会所センターの利用を希望される方は、五霞町商工会に申請をしてください。

○管理方法

地方自治法第244条の2第3項の規定による指定管理

○指定管理者

五霞町商工会  
五霞町新幸谷463番地

○指定管理期間

4月1日～平成30年3月31日

○お問い合わせ

産業課 地域振興G  
☎(84)2582(直通)

農地を転用(用途の変更)する前に農業委員会へ相談を

(産業課)

既存の農地に施しを加え、駐車場や資材置場等へと用途を変更する前に、必ず農業委員会へ相談をしてください。

農地は国内における作物の生産基盤として法律で保護されており、転用をする場合は、その規模に関係なく茨城県の許可を要します(原宿台行政区等の市街化区域内農地における転用は届出制となります)。

転用に関する相談は、計画の予定が立ち次第、お早めにお願います。

(初期のご相談例)

●この農地に住宅建築が可能か  
●この農地の一部に駐車場、資材置場の設置が可能か

●農地の所在や転用理由によっては、予め許可が見込まれない場合もあるため、早期相談をお勧めします。

許可を得ずに無断で転用をしますと、農地法の違反地として確認され、改善されない間、土地所有者並びに利用者は農地法の許可を受けることができず、さらには他法令の許可にも支障をきたす事が想定されますので、必ず転用の許可を受けてから工事に着手してください。

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G  
☎(84)2582(直通)

相談

消費生活相談窓口

(産業課)

専門の相談員が町民のみならずの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。

専門の相談員への相談は無料で、秘密は厳守いたします。

お気軽にご相談ください。

○日時 5月13日(水)

午前9時～午後4時30分

(ただし、正午～午後1時を除く)

○場所 ひばりの里 相談室

○お問い合わせ

産業課 地域振興G  
☎(84)2582(直通)

広報ごかに広告を掲載しませんか?  
この枠は半枠です

規格	掲載料(1ヵ月)
全枠 縦4.9cm×横18.2cm	20,000円
半枠 縦4.9cm×横 9.0cm	11,000円

○お問い合わせ 総務課 広報担当 内線214